

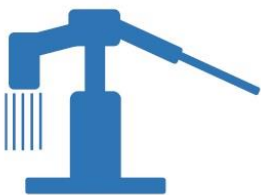
災害時の生活用水確保にご協力を

【登録標識】

災害時協力井戸

(This well is available during a large scale disaster)

災害時に生活用水として利用できる井戸があります。



<注意点(Notice)>

- ・利用は災害による断水時に限ります。
- ・飲料水として提供するものではありません。
- ・利用時は所有者等の指示に従ってください。

(Please select a language as necessary after connecting QR code.)

松本市ホームページ

(Matsumoto City website)



松本市

(Matsumoto City Office)

ご家庭、会社でお持ちの井戸について、災害時に井戸水を地域のために提供いただける方は、是非、ご登録をお願いします。

ご登録をお待ちしています！



災害時協力井戸について

災害により生じた断水時に市民のトイレ、洗面、洗濯等に使用する生活用水を確保するため、市内に所在する井戸について事前に「災害時協力井戸」として登録いただき、災害時に地域の方に井戸水の提供をいただくものです。

登録手順

登録の申請

- 事前に登録要件を満たすことを確認
- 松本市ホームページから電子申請

登録の決定

- 審査（現地調査）
↓
- 登録可否決定
↓
- 結果通知

登録標識の交付

- 松本市ホームページで公表
- 登録標識を見えやすい位置に掲示

<お問合せ>

松本市 危機管理部 危機管理課

電話：0263-33-9119 F A X：0263-33-1011

メール：kikikanri@city.matsumoto.lg.jp

松本市HP

